

# アドバイザーを 派遣します

こんなお悩みありませんか

- ✓ ハラスメント防止の対策
- ✓ 男性の育休取得への対応
- ✓ 時間外労働を減らしたい
- ✓ 働き方改革の推進
- ✓ 職場の環境改善
- ✓ 女性の活躍推進

墨田区女性活躍推進・働き方改革  
アドバイザー派遣事業を活用しよう!



区公式 YouTube をご覧ください  
(申込みもこちらからどうぞ)



こんな効果が期待できます

- ★ 多様な働き方を実践し、  
職場の雰囲気や業務効率が向上した
- ★ 出産・育児を理由とした離職がなくなった
- ★ 優秀な人材も確保
- ★ 企業のイメージアップにつながった



ひと、つながる。  
墨田区

詳しくは裏面をご覧ください

# 女性活躍推進・働き方改革 アドバイザー派遣事業のご案内

墨田区では、区内の中小企業等に、女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのアドバイザーを派遣します。  
ぜひご活用ください。

## 【対象企業等】

墨田区に本社または事業所を置き、常時雇用する労働者が100人以下の中小企業等

## 【事業内容】

女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス推進に関する①～⑤のうち希望する内容

- ① 現状調査及び分析
- ② 意識啓発、助言指導及び法律等の情報提供
- ③ 場環境整備に向けた提案
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による一般事業主行動計画の策定に向けた助言指導
- ⑤ 多様な働き方の実践のための取組に係る提案



## 手続き簡単

### アドバイザー派遣までの流れ

- 申請** 1 申込書に必要事項をご記入し提出する
- 受付** 2 派遣決定通知書を受け取る
- 派遣** 3 派遣実施  
・担当アドバイザーとの日程調整  
・訪問、相談、支援（最大3回まで）

費用

無料

派遣回数

3回まで

アドバイザー

社会保険労務士

お申込み方法

所定の申込書を、直接（区役所14階）、郵送またはメールで下記担当までご提出ください。

区ホームページからも申し込めます。

（※申請内容についての審査があります。）

お申込み期間

令和7年1月10日（金）まで

お問合せ・  
提出先

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区総務部人権同和・男女共同参画課

男女共同参画担当

電話 03-5608-6512

メール JINKEN@city.sumida.lg.jp

